

届書コード	処理区分	届書
2216		

常務理事	事務長	課長	係長	係員

正

健康保険 産前産後休業終了時報酬月額変更届

◎◎◎
「申出入をの
※」印欄は方
印欄は方
は記は4枚
入は太目
ない部
で分
くを記
入し
事
業
主
あ
て
提
出
し
て
く
だ
さ
い。

①健康保険被保険者証の記号 事業所整理記号		②健康保険被保険者証の番号 被保険者整理番号		給与締切日	当月翌月	給与支払日	日
(年)	(健)			日	日	日	日
※	(年)						
⑦年金手帳の基礎年金番号		①被保険者の氏名		③被保険者の生年月日		⑧種別	
		(フリガナ) (氏) (名)		昭5 年 月 日 平7		2 ・ 6	
⑨養育する子の氏名		④養育する子の生年月日		⑦産前産後休業を終了した年月日		⑤従前の標準報酬月額	
(フリガナ) (氏) (名)		平成 年 月 日		平成 年 月 日		健 千円 厚 千円	
報 酬 月 額				⑤ 支払基礎日数 17日以上月の 報酬月額の総計		④ 改定年月	
⑦ 算定対象月の 報酬支払基礎日数	⑧ 通貨による もの の 額	⑨ 現物による もの の 額	⑩ 合 計	④ 改定年月		⑤ 備 考 [遡及支払額 昇(降)給差の月額 昇(降)給月]	
月 日	円	円	円	年 月		円	
月 日	円	円	円	⑫ 平均額		⑬ 修正平均額	
月 日	円	円	円	円		円	
⑤ 決定後の 標準報酬月額		送 信				<input type="checkbox"/> 開始していません <input type="checkbox"/> 開始しました	
健	千円						
厚	千円						

上記のとおり被保険者から申出がありましたので提出します。

平成 年 月 日提出

〒

(事業所所在地)

事業所名称

主 事業主氏名 (印)

(電話番号)

健康保険法施行規則第38条の3及び厚生年金保険法施行規則第10条の2の規定による申出をします。

健康保険組合理事長 殿
平成 年 月 日提出

〒

(住所)

申 出 氏 名 (印)

人

(電話番号)

社会保険労務士の提出代行者印

(印)

受 付 日 付 印

副

健康保険 産前産後休業終了時標準報酬月額改定通知書

①健康保険被保険者証の記号		②健康保険被保険者証の番号		給与 締切日	当月 翌月	給与 支払日	日	日	日	
事業所整理記号		被保険者整理番号								
(年)	(健)									
※	(年)									
⑦年金手帳の基礎年金番号				①被保険者の氏名		③被保険者の生年月日			⑦種別	
				(フリガナ) (氏) (名)		昭 5	年	月	日	2 ・ 6
						平 7				
⑤養育する子の氏名			④養育する子の生年月日		⑥産前産後休業を終了した年月日			⑧従前の標準報酬月額		
(フリガナ) (氏) (名)			平成 年 月 日		平成 年 月 日			健 千円		
			平成 7		平成 7			厚 千円		
報酬月額					支払基礎日数 17日以上月の 報酬月額の総計		④改定年月		⑨備考 [遡及支払額 昇(降)給差の月額 昇(降)給月]	
②算定対象月の 報酬支払基礎日数	⑦通貨による ものの額	③現物による ものの額	④合計		円		年 月	円		
月 日	円	円	円		円		年 月	円		
月 日	円	円	円		円		③平均額	⑤修正平均額		
月 日	円	円	円		円		円	年 月		
※⑤決定後の 標準報酬月額			⑩産前産後休業を終了した翌日に引き続いて育児休業等を 開始していません。 申出される被保険者の方が記入 (☑) してください。 (注)産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業等 を開始した場合は、当該申出はできません。					<input type="checkbox"/> 開始していません <input type="checkbox"/> 開始しました		
健 千円										
厚 千円										

上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。

平成 年 月 日

事業所 所在地	〒	—
事業所名称		
事業主氏名		様
電話番号		

東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合理事長

1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、健康保険組合を被告として提起できます。

ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

2 この通知を受け取ったら、すみやかに確認された事項を被保険者に通知しなければなりません。

届書コード	処理区分	届書
2216		

事務センター長 所 長	副事務センター長 副 所 長	グループ長 課 長	担 当 者

厚生年金保険 産前産後休業終了時報酬月額変更届

◎◎◎ 記入の方法は4枚目に入らない部分で記入してください。事業主あて提出してください。

①健康保険被保険者証の記号 事業所整理記号		②健康保険被保険者証の番号 被保険者整理番号		給与締切日	当月翌月	給与支払日	
(年)	(健)			日	日	日	
※	(年)						
⑦年金手帳の基礎年金番号		①被保険者の氏名		③被保険者の生年月日		⑦種別	
		(フリガナ) (氏) (名)		昭 5	年	月	
				平 7		日	
						2 ・ 6	
④養育する子の氏名		④養育する子の生年月日		⑦産前産後休業を終了した年月日		⑧従前の標準報酬月額	
(フリガナ) (氏) (名)		平成 年 月 日		平成 年 月 日		健 千円	
						厚 千円	
報 酬 月 額				支払基礎日数 17日以上月の 報酬月額の総計	④改定年月		⑨備考
⑦算定対象月の 報酬支払基礎日数	⑧通貨による もの の 額	⑨現物による もの の 額	⑩合 計	円	年 月	[備 考 週及支払額 昇(降)給差の月額 昇(降)給月]	
月 日	円	円	円	円	年 月	円	
月 日	円	円	円	⑫平均額	⑬修正平均額	円	
月 日	円	円	円	円	円	年 月	
※⑤決定後の 標準報酬月額		送 信				<input type="checkbox"/> 開始していません <input type="checkbox"/> 開始しました	
健	千円						
厚	千円						

上記のとおり被保険者から申出がありましたので提出します。

平成 年 月 日提出

〒

(事業所所在地)

事業所名称

主 事業主氏名 (印)

(電話番号)

健康保険法施行規則第38条の3及び厚生年金法施行規則第10条の2の規定による申出をします。

日本年金機構所長 あて
平成 年 月 日提出

〒

(住所)

申 出 氏 名 (印)

人

(電話番号)

社会保険労務士の提出代行者印

(印)

受付日付印

【記入上の注意】

申出をする方は、太枠部分を記入し、事業主あて提出してください。
※産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している場合は、申出できません。

【記入の方法】

1. ③の年号は、該当する数字を○で囲んでください。

生年月日は、たとえば、昭和57年11月7日の場合は、

昭	5	年		月		日	
平	7	5	7	1	1	0	7

のように記入してください。

2. ⑦の種別は、該当する数字を○で囲んでください。

2：女子

6：厚生年金基金の加入員である女子

3. ④は、養育する子の生年月日を記入してください。

たとえば、平成26年6月30日生まれの場合は、

平成		年		月		日
7	2	6	0	6	3	0

のように記入してください。

4. ⑧欄には、報酬のうち、臨時に受けたものおよび年3回以下で支払われるもの以外のもので、通貨で支払われた賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けた、すべてのものの額を、それぞれ該当の欄に記入してください。
5. ⑨欄には、報酬のうち、食事、住宅、被服など通貨以外のもので支払われたものについて、健康保険法第46条又は厚生年金保険法第25条の規定によって厚生労働大臣又は健康保険組合が定めた価額によって算定した額を、それぞれの該当の欄に記入してください。
6. ⑩欄には、⑨欄の額を報酬支払の基礎となった日数17日以上月の数で除して得た額を、記入してください。
7. ⑪備考欄の「遡及支払額」には算定対象月内に支払われた通常以外の報酬を、「昇(降)給差の月額」には昇(降)給により増(減)された額の月額を、「昇(降)給月」には昇(降)給又は遡及分の支払が行われた月を、それぞれの該当の欄に記入してください。
8. 事業主の押印については、署名(自筆)の場合は省略できます。
また、申出者の押印についても、署名(自筆)の場合は省略できます。

【お知らせ】

3歳未満の子を養育する厚生年金保険被保険者の標準報酬月額の特例について

3歳未満の子を養育する期間の標準報酬月額が、その子を養育することとなった月の前月(その月以前1年以内に被保険者であった月のうち、直近の月)の標準報酬月額(従前標準報酬月額)を下回る場合には、年金の額の計算の特例措置が設けられています。

被保険者が申出した場合、3歳未満の子を養育する期間のうち、従前標準報酬月額を下回った月は、実際の標準報酬月額かわりに、従前標準報酬月額を用いて、将来、年金の額が計算されます。ただし、申出をした月より前の期間については、申出が行われた月の前月までの2年間が対象になります。

この特例に関する手続きは、被保険者の方が「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書」に必要書類を添えて提出することになります。